

変更認定事業再構築計画の内容の公表

1. 変更認定した年月日 平成19年3月26日
2. 変更認定事業者名 株式会社山口銀行、株式会社もみじホールディングス、株式会社もみじ銀行

3. 変更後の認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

変更前	変更後
<p>株式会社山口銀行と株式会社もみじホールディングスは、それぞれの得意分野や市場における強みを活かし、相互に営業基盤や業務を補完し合うことによって、よりスピーディに経営力・競争力を高め、経営基盤を一層充実することを目的として、共同持株会社である「株式会社山口フィナンシャルグループ」を設立し、経営統合を行うこととした。</p> <p>経営統合による事業再構築の目標は、①地域を超えた最高のサービスの提供、②経営基盤の安定化、③持株会社による経営管理の一元化、④経営の効率化としている。</p>	<p>株式会社山口銀行と株式会社もみじホールディングスは、それぞれの得意分野や市場における強みを活かし、相互に営業基盤や業務を補完し合うことによって、よりスピーディに経営力・競争力を高め、経営基盤を一層充実することを目的として、平成18年10月2日に共同持株会社である「株式会社山口フィナンシャルグループ」を設立し、経営統合を行った。</p> <p>経営統合による事業再構築の目標は、①地域を超えた最高のサービスの提供、②経営基盤の安定化、③持株会社による経営管理の一元化、④経営の効率化としている。</p> <p>なお、経営統合に伴って、もみじホールディングスともみじ銀行は、もみじ銀行を存続会社として平成19年4月1日（予定）に合併を行い、グループ会社の経営管理を山口FGに一元化することで、経営の効率化を図ることとする。</p>

(2) 生産性の向上を示す数値目標

変更前	変更後
<p>平成21年3月期には平成18年3月期との比較において、従業員1人当たりの付加価値額が、<u>11.6%</u>上昇すると見込んでいる（株式会社山口銀行及び株式会社もみじ銀行の合算ベース）。</p>	<p>平成21年3月期には平成18年3月期との比較において、従業員1人当たりの付加価値額が、<u>14.5%</u>上昇すると見込んでいる（株式会社山口銀行及び株式会社もみじ銀行の合算ベース）。</p>

4. 変更後の認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

認定計画から変更なし

(2) 事業再構築を行う場所

変更前	変更後
株式会社山口銀行： 下関市竹崎町4丁目2番36号 <u>株式会社もみじホールディングス：</u> <u>広島市中区胡町1番24号</u> 株式会社もみじ銀行： 広島市中区胡町1番24号 株式会社山口フィナンシャルグループ： 下関市竹崎町4丁目2番36号 <u>(平成18年10月2日設立)</u>	株式会社山口銀行： 下関市竹崎町4丁目2番36号 <u>【削除】</u> 株式会社もみじ銀行： 広島市中区胡町1番24号 株式会社山口フィナンシャルグループ： 下関市竹崎町4丁目2番36号

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり変更

(4) 事業再構築の開始時期及び終了時期

認定計画から変更なし

5. 事業再構築に伴う労務に関する事項

認定計画から変更なし

## 別表

## 事業再構築の措置の内容

## 【変更前】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
株式移転による中核的事業の開始、拡大または能率の向上	【省略】	【省略】
事業革新		
第2条第2項第2号ハ	<p>【省略】</p> <p>○ 具体的な数値基準として、平成21年3月期の「業務粗利益1円あたりの経費(山口銀行・もみじ銀行合算ベース)」を平成18年3月期との比較において<u>5.1%</u>低減させる。</p>	

## 【変更後】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
株式移転による中核的事業の開始、拡大または能率の向上	【変更なし】	【変更なし】
事業革新		
第2条第2項第2号ハ	<p>【変更なし】</p> <p>○ 具体的な数値基準として、平成21年3月期の「業務粗利益1円あたりの経費(山口銀行・もみじ銀行合算ベース)」を平成18年3月期との比較において<u>5.8%</u>低減させる。</p>	